

杉原泰雄著

『人民主権の史的展開』

岡 本 明

本書は、国民主権の対抗原理でありながら、そこから歴史的に発展・傾斜してでてくる可能態としての人民主権を、フランス革命後半期から十九世紀パリ・コミュニケーション期までを対象に、理論史的・運動史的に総集成をしたものである。それはさきの労作『国民主権の研究』（昭和四十六年）に盛られた構想を完結したものであるといえよう。

評者も先書への書評（『史林』五五の三）で、フランス革命における国民・人民両主権概念の区別に賛成し、そこにこそ同書の功績があると評したが、それはこれまで同書によせられた大多数の批判（本書二四頁（17）の前にも色あせていない。国民や人民という概念が、実体化すれば重なりあう部分もあることや、そのことのために混同して用いられていたとしても、それは国民主権と人民主権との法理論的区別を否定する根拠にはならない。国家意志決定の方法と現実において明らかに異なる規定・様態が存在する限り、さらに、これと対応する近代的所有の法概念・修正概念が存在する限り、その区別はあくまで有効だからである。これは大谷瑞郎氏の批判、すなわち、フランス革命が国家権力をめぐる階級闘争として表出したことまでを否定する見解への反批判ともなりうるものである。もちろん階級概念の吟味の必要性はいうまで

もない。

しかし、杉原氏は法理論だけでフランス革命を分析したのではない。法理論と歴史的事態との二重の分析視点、これが憲法学の枠をこえた壮大な構図を可能にしたのであり、それは基本的に本書においても準備されたものだったのである。

(一) 関係概念の導入をこそ一八九九年主権論争（第一編第一章一）ではそれほどまで整合性をもって貫かれているか。これは本書の冒頭二〇頁余りをさいた著者の反批判の箇所、ひいては本書の背骨全体にもかかわることなので避けるわけにはいかぬ。

まず、八九年人権宣言を、人民主権と規定する著者の立場である。この主権概念の正しい把握のためには、(1)その自然権的根拠がどのようなものであるか、(2)同宣言發布をとりまく客観的・政治的情勢の分析が必要であるが、杉原氏はまず、個人意志が権力の淵源（傍点評者）とするシェイエス第三身分論からの引用をもとに、また人権宣言にみられる第六条の全市民の法律作成への参画権、第十四条の租税承認・使途追跡権等をよりどころに、同第三身分論とそれにいわば先導される人権宣言とを、国家意志の決定権を人民に帰属させようとする人民主権をあらわしたものである（本書二一―二二頁）。シェイエスの右の引用は、主権権力の自然権との関連づけに、（辛うじて）言及している唯一の部分なのであるが、この個人とは自然状態の個人で、自由・所有の自然権の主体のことである（シェイエス人権宣言草案（A.P.U. 画 256））。だが、このことは主権権力がこの個人に分有されることを意味するものではない。自然状態では未だ主権は存在しない

からである。なお、「四万の教区からくまなく住民をあつめ、代表者にこれら住民の権利の代理者として行動させよ」とのシニエスのくだりは、なによりも第三身分の存在をふくらませ、その代表形成に普遍性を帯びさせようとの意図から発したもので、これについては、現実の三部会選挙が、果たして第三身分層の間で、平等、互恵的におこなわれたかどうかともさることながら、第三身分の代理・委任の内容、代表形成の目的をこそ問題にしなければならぬ。

それは、純粹代表制・特権身分にありがちな代理の禁止（第三身分論第三章一、三節）、立憲國家樹立とひきかえの州特権の放棄（ドフイネ州の特別委任をみよ）を中心とするもので、いわば全国三部会の構成原理の転換・国民議會への推転を先取りするものだったのである。三部会開催直後の資格審査問題から人権宣言可決をへて翌九〇年四月、議員改選の議が右翼のモリーリからおこされる時期までを含め、第三身分会、国民議會は、バイヤージュの再度の権限（マング）請託を求めて動いたことはない。命令的委任はこの時期においては、特権身分・特殊団体の代理行為を意味するものにほかならず、統一意志を求める第三身分会・国民議會の主力によってカテゴリックに否定されるべきものであった。

要するに「國民代表」が、何に抗して、展開された理論であったか、いわゆる関係概念こそが問われるべきなのである。

すでにわれわれは自然権の問題から始めて客観的政治分析・国民議會成立の経緯にふみこんでしまった。実はこの二つのものは、「資格審査」を媒介項として連鎖しあう関係なのである。すなわち、資格審査は、自然権の一部であり（六月十日トレヤール發言、

シニエスの同意（A. P. T. III p. 79-80））、これを抵抗権の行使とよみ替えることにより、他の自然権の一層の保全を求めて自然状態から社会体形成へと向う社会契約の行為と、特権身分の独走を封じこめ、これをきりくずしつつおこなわれた国民議會の宣言とを重ねあわせることができる。抵抗権は行使されたのであり、それ故にこそ、社会体の形成原理を示す人権宣言では、ことあらためてその具体的行使の方法を論じる必要はなかったのである。一過性のもので現実化された社会体形成は、それをふりほどいて再契約を個人間で締結させる方法を同時に提示しないと云ってもよい。実はこれが、八九年の主権論・広義の國民主権と九三年のそれ・同年憲法（あるいはヴァルレの人民主権論）との異なるところなのである。後者では、抵抗権の行使の方法が自治区等との関連づけをにおわせながら明記されているのである。（九三年人権宣言第二六、三五条、憲法第十、五四、五五条、杉原先書二七五—二七七の他、サン・ジュスト草案、第五章七、十六章）議員の人民による資格審査、第十四章三条以下七条・憲法・法令の再審査まで（B. N. Nouvelle Acquisition N° 21053 Oeuvre de Saint-Juste p. 87, 88, 98-100）。

これは、議會や政府つまり社会体形成後に設置された公的制度への個々の市民の、時には集団としての人民の反抗・権力奪取の方法を示すものであり、いわば社会体の運営のあり方を定めたものなのである。こちらをこそ人民主権とよぶにふさわしい。

このように、理論と政治現実を対応させて考えれば、八九年人権宣言第六、十四、十五条の「すべての市民」や「社会は、いかなる公吏にも…」を字義どおり、各市民に主権権力が分有される

人民主権とは解すべきでないとの結論が導かれよう。文理的解釈も、客観的歴史背景との関連つけて意味をおびるのであるし、上述の杉原氏の如き解釈に対応するような政治現実はないからである。

したがって、著者が稲本洋之介氏のいう、「国民主権が(論理必然的に)帰一しうべきものとしての人民主権」を批判するさいも(前書二八二—二八九頁)、それは九一年憲法に依る以前に、八九年人権宣言にまず起点をおくべきであったと考える。(市民)国家を形成する権力(pouvoir constituant)が、国家権力(pouvoir constitué)を造出したのちに再びそれを改廃することを認めるといふ論理は、決して八九年人権宣言じたいの中に含まれているとはいえないし、それは革命の歴史的展開にともない、九三年の固有の状況のもとで初めて樹立される論理だからである。

さらに杉原氏の場合、主権原理と、その担い手たる階級の利害との関係について次のような指摘がある。すなわち、一方において「革命の主導勢力が、階級関係(基盤—評者)を異にする第三の勢力と提携するために、その第三の勢力の標榜する主権原理を一時的に受け入れる態度を示すような場合」があるが、ただし「それは、階級関係の基本的な転換が伴っていないかぎり、あくまでも一時的例外的な現象にとどまり、究極的にはそれが貫徹ないし維持されることはありえない」(本書一八頁)。

ここでは、法理論と歴史分析を、両者の精密な分析とおして最大限その対応をさぐりだす代わりに、階級固有の主権論と、戦術的配慮から採用する主権論との乖離を強調することによって、対応関係としてでなく、敢えてねじれた関係として提示するところに特徴がある。そのためなのか八九年人権宣言前後の客観状勢

については、「(主導勢力たる)国民議会とブルジョワジーは、この段階では民衆をおそれながらもなお、民衆革命に従ってゆこうとした」(先書二八頁)と、揺れうごく表現がなされている。だが、民衆勢力の標榜する主権原理などは、八九年の革命段階では未形成であり、民衆革命が固有の政治的方向性をもっていたわけではない。この点は、ルフエーヴルの「八九年における地区直接民主制」も、この時点ではそく自律的な民衆革命の表現とは考えないように注意すべきである。ラクローワの『パリ・コミューン法令集』から明らかにされるように、八九年の地区リーダーは、サンキュロット分子では決していない。

ここで微妙な形ではあるが、民衆革命への過大評価と、人民主権論への過信がほのみえていると評さざるを得ないのである。しかも、人民主権を、「民衆固有の、民衆自身による立法・執行の統制を可能にする、更には民衆の社会的解放をさえ展望させる」(本書十一頁より)主権論とまでいい切る著者の規定からすれば、いかに「一時的」・戦術的な採用とはいっても、あまりにねじれは大きすぎるのではあるまいか。

問題は九三年人権宣言・憲法解釈にもある。別評ですでに述べたことの反復をさげ、次の点だけを指摘しておきたい。著者の論法でゆけば、本来国民主権論者である山岳派・ジャコバンが、一時的に反革命への効果的対応のためポーズとして条件つきながら人民主権を採択したが、本来の国民主権は断念したわけではなかった、となるはずである。しかるに、山岳派あるいはジャコバンが国民主権論者であることを論証している箇所は先書・本書をとおしてどこにもみあたらない。

察するところ、杉原氏は、ジャコバン固有の主権論については、これをたとえ制限つきであらうと人民主権論ととらえたい欲求と、柴田理論で通説化するかにみえる「ブルジョワジーの主導性」へのこだわりの狭間でとまどいを覚えたのではあるまいか。

だが評者からすれば、このジレンマから著者が解放され、(第一章の二)では、アンラージェ・タイプとジャコバン・タイプの二種類の人民主権論を、互いにつきあわせつつ描出していただきたかった。

(二) ヴァルレ、パプーフの問題状況(第一章二、第二章)

そうした印象を抱くのは、ヴァルレにおける直接民主主義的な人民主権の構想を、客観的歴史分析すなわちサン・キュロット運動の高揚過程とからめながら克明に論じているからこそなのである。ここは井上すず氏の提起した、人民主権は「民衆的フェデラリズムの表現にすぎず、統一的国家意志形成機能を欠いている」(同氏、『ジャコバン独裁の政治構造』一二七—一三三頁)にたいする反証となる部分である。著者は九二年段階と異なる、民衆のたんなる強制行動から、議会とは別個の中央組織(民衆権力)の樹立運動にまで高められた、九三年段階の特質を描き切っており、この点は制度としての分権体制をそのままサン・キュロット運動の本質とおきかえた感のある井上氏に比べ、杉原氏の方が歴史の実相に迫っている(本書八四—九七頁)。そこからヴァルレの人民主権論が、「サン・キュロット運動の十全の指針となりうる構造」命令的委任の方法に依らないで特定の状況から採択を余儀なくされるデクレの制度」、要するに革命政府の構想を欠いていたこ

とが指摘される(同一〇〇頁)のであるが、ヴァルレの問題状況にさらに密着するために、今一步、九三年パリ・コミューン形成史上、つまり分権的セクションと統一体コミューンとの関係史から、サン・キュロット権力の上限、およびこれに制約されたヴァルレの行動(六月二日革命の終了後の出身自治区への再帰)という局面を明らかにしてほしかった。

パプーフ主権論の画期性は、このヴァルレとの対照において、「人民主権を革命政府論で補強し」た点に、またブオナロッティ的解釈とは異なり、「人民主権を、土地共有・分配の平等の社会主義を実現する手段としても認めていた」ところに求められることになる(二〇〇—二〇九頁)。また、総裁府内部におけるパプーフの反権力的志向とブオナロッティの人民不信が、一応の解決に到達していたとして、「統一的国家意志の形成と執行の原理としての人民主権」への著者みずからの確信を深める根拠となっている。これは、柴田氏が、平等派の革命独裁論に、両者の分極的志向・カオスの性格を認めるのと興味深い対照をなしているが、確かに、憲法よりも制度を重視し、集団独裁の立場をとるパプーフに、アナキズム的傾向をさほどまで観取する必要はないように思われるものの、直接民主主義的な人民主権論にたつ、統一的国家意志形成そのものは、実践的には未確認であるという事実は残るであろう。したがって、さきの井上氏の批判それじたいに対する回答としてはなお決め手を欠くことになるが、これが、「今日の『左翼連合』に至るまで生命を保ち続けている人民主権の歴史的意義」から正当化されるとはいいがたい。主観的心情は別として、論証は

歴史的事実をあくまで対象としつつ組まれねばならぬからである。

(三) 十八世紀的手法と十九世紀的手法(第二篇第一、二章)

十九世紀前半は、一八三〇年頃から一八四八年までを念頭におくと、本質的に労働者階級の形成過程にあたるこの概史的展望から入って、工業の機械化、労働者の賃金・生活状態、法的規制などについてドレアン『労働運動史』や、ドレアン、ドオーヴの共著『フランス労働史』などを駆使して労働者の実態把握に迫っている(二二九—二四八頁)。とくに低賃金に規定された労働条件の劣悪さや、ナポレオン期刑法典らしいの一時的団結の禁止と永続的団結の禁止、それに労働手帳の制度の持統、一八三四年における永続的団結禁止の強化などのくだりは、かなり明細で、いかに著者が歴史的事実を重視したかが汲みとれるところである。

だが——喜安朗氏が明らかにしたような労働者の多様な存在形態(『民衆運動と社会主義』勁草書房六八—七二頁参照)の解明までにはとどかず、それがあらぬか、一八四八年二月革命にみられる労働者の動向は、その多様な要求項目や抵抗闘争の展開に即した分析はなされずに、一八三一年リヨン絹織工の暴動と同様、労働者間の階級の自覚への契機いわば、人民主権論の開花にむけての予備段階として総括されている(二五七頁)。

ここには重要な問題が含まれている。著者はややもすれば形成途上の労働者階級という視点に流され、二月革命期に現出した各職能別コルボラシオンの生成、リユクサンブル代表者中央委員会との結合など、労働者層の自律性の深化にふみ込みえないのである。

それは人民主権とかかわりがないと著者はいうかも知れない。もしそうだとすれば、十九世紀における人民主権概念は狭隘なものとならざるを得ない。そもそも著者は十九世紀を論じるにあたって、人民主権概念を再構成すべきでなかったであろうか。すなわち、(一)十八世紀の小ブルジョワの民衆を労働者におきかえ、命令的委任を通しかれら自身による権力の分担・行使を可能にするような主権構想としておしとおすこと。そしてその代わりに、それが労働者の自己運動にたいして包摂しうる限界をも明示するか、(二)主権概念の転換をはかり、労働者の自律的運動を、それが政治の原理と接受する場合もしない場合もふくめて包摂しうるような概念の構成をするか、いずれかの道をとるべきでなかったか。著者が選んだのはあくまで権力の奪取という契機を含んだ政治行動の原理のみであった。そのためリユクサンブル代表者中央委の後身としての合同コルボラシオン協会という、労働者の組織化の中から地区・セクションを下部組織としてもつに至った集権的な中央組織をみすごすことになる。より端的には初期社会主義者を論じたなかで、フリーエ、ブルードンを、国家論・主権論を論じていないとして黙殺すること(二七〇—二七一頁)ともなる。著者はドローズの『フランス政治思想史』を引用して、「フリーエとブルードンは国家の成員の解放において国家の引き受けるべき役割を無視しており、国家の干渉のみが、プロレタリアの形成によって提起された問題を少なくとも幾らかずつは解決することを理解しなかった」と説く。

だが、プロレタリアに限らず、当時の生成したばかりの基幹産業・大工場労働者やマニユファクチャー労働者、手工業職人の提

起した問題を、少なくとも幾らかずつ解決する手段として、ブルードンは、同一職種の異なる工程や、また異なる職種の労働者の連携を、経営・分配の自主管理を構想したのであり、その点で、十九世紀前半の個々の労働者の結集体であった職人組合や相互扶助組織の伝統をひくものであった。ルソーやヴァルレの「人民主権論における所有制度と主権原理の矛盾」（二一九頁）の解決をバブーフとは異なるしかたで、より民衆の自発性・自主性にふみ入った形で、大土地や工場など私有財産の揚棄の方向に求めたのである。著者じしんが、権力の階級性・労働者じしんの階級的孤立性を考える契機になったものとしてとりあげた（二五〇—二五一頁）一八三二年のリヨン暴動における絹織工と織匠の連合や、一八三三年のパリ仕立工らの相互扶助組合による経営の自主管理運動（阪上孝「ブルードンにおける所有・国家・革命」『季刊社会思想』二—二頁、同「二月革命と社会主義」『思想』六四五号、四一—四二頁に引用）をいかにブルードンが自己の思想の中に繰りこんでいるかを考えたい。

評者もまた、ブルードンの構想が、権力的契機・政治的緊張を回避してそれじたい実現される可能性はないと考える。いかなる「社会革命」の計画も、実現が日程にのぼるとき、必ず政治的磁場に作用・反作用を及ぼさずにはおかない。立法議会でのブルードン提案に対するチエールの攻撃はそうした反作用の先端部にあたるものであろう。さらにまた、ブルードンのジャコバン批判やルイ・ブラン非難がそのまま、これら権力重視派の実像を示しているとも断定しがたい。だが、著者のブルードン評はこれを論じる以前の段階で、著者自身が問題とする労働者の「解放」運動の

重要な契機を見落とすことになりかねないのである。

これを要するに、著者は十八世紀的手法で十九世紀史を裁断したといえるのであるまいか。十八世紀、つまりフランス革命期は、資本主義社会から抽象された自然権の主体たる個人が、契約国家（社会体）において市民資格をえ（八九年シェイエスの論理）、それがさらに個的権利の淵源としての自然権をてこにみずから主権の分有者として命令的委任を堅持しつつ議会・政府に抵抗したり、一歩ずつめて集団の形をとりつつ主権主体として新政府の樹立にむかうこと（九三年ヴァルレの論理）が描かれた。しかもこの市民は、生活苦の民衆、問屋制資本のもとの手工業職人を包含する概念であり、自然権の一つに生存権が加えられたのもこれにもとづく。八九年の所有権とともに、それらは政治のチームなのである。いいかえれば、十八世紀世界は、社会を論じることが即国家（政治）を論じることであったのである。（確かにケネーやデイドロにみるように市民社会論は国家論に半ば先行して成立してはいたが、革命はこの二つのものをおしつづめたのである）。

ところが十九世紀（すでに前半）においては、産業・労働の世界の拡がり、一転して社会を論じることと国家（政治）を論じることとを別次元のものとした。これを象徴的に示すものは、労働の権利という言葉とそれがくるみこむ現実である。それは自然権の名残りとしての労働権・雇用の自由に対応するものとしてのそれ（九三年、サンジョジュスト、ロナム）つまり政治のチームでなく、経済権力の担い手たる雇主・資本家からの独立を意味する、生産次元での自己回復、階級的自立を意味するものであった（喜安前掲書六〇頁、阪上前掲第二論文四七頁）。

著者の方法は、人民主権の手段として命令的委任や抵抗権をその核にすえ、他方、革命政府論を、人民意志に依拠しつつその集権的持続的指導組織として定立させることの中に、民衆の解放の唯一の手がかりを求めた限りにおいて、政治のチームが生かされ、パプーフまでを含む十八世紀的変革の分析には有効であった。これにひきかえ、十九世紀については、著者のように社会の拡張をみぎわめることなく、たんに、労働者階級解放の手段として権力の契機を重視する立場からのみ国家と社会のたぐりよせを行うことは、その間口の狭さを露呈することになる。

ブルードンのほかに、サン・シモンやルイ・ブラン、それに十八世紀的主権論になお執着を示しているかにも見えるコンシデラン(三〇三—三三三頁)も含め、それぞれの立脚点から労働者の現状把握とその解決方法の模索を、つまり国家と社会のかれらなりの結合においてこころみたのであった。このうちで著者によって比較的よく密着して汲みあげられているのはルイ・ブランであるが、それはかれが社会改革に労働の組織化にとつて、国家権力の果たす役割を重視した(三二六—三二九頁)という点で、権力掌握の契機を重んじる著者との「幸福な一致」によるものである。著者は、「民衆じたいが権力の担い手となるような主権構想をもっているか否か、労働者階級の意思に基礎をおく権力を想定するか否か」で初期社会主義者たちをふるいにかける(二七一頁)のであるが、もし十九世紀史に芳らしい手法―それは先述のように主権概念の変容をよぎなくさせるものである―を確立しておれば、サン・シモンについてもこれをエリートによる「テクノクラシー」、

「放の」任務を果たしうるとする「榮観性」(二七三頁)と批判するにとどまらず、その産業者階級主体の未来社会像を、おそらく人民主権ならぬ「国民主権」の一転形態として評価しなおすこともできたはずである。因みに特権身分の代わりに地主階級を、自然権の個人の代わりに生産者個人を、自然権の平等の代わりに産業的平等をおいてみよ。また、立憲的議會制の代わりに、産業者で構成される最高會議つまりかれのいう「産業的君主制」をおくことも考えられる(吉田静一『サン・シモン復興』未来社三八頁より)。ついでながら著者がサン・シモンの著作にふれていないことはたとえ先のような切りすてを肯定する人々にとっても少々気になることであるまいか。

ブルードン、サン・シモンにひきかえ、ブランキ、コンシデラン、ルイ・ブランに多くのスペースがさかれているのは、著者の主権論からすれば至極、当然であり、ことにブランキにおける、ブオナロッチイを媒介としたパプーフヴィズムの継承との把握はそれじたい至当なものと思われる。だが、ここでも、民衆と切斷された蜂起論と革命政府論をいうまえになすべきことがなかったのか。たとえば、ブランキの主権論を説明すべくその実際活動についてふれた部分は、ブリュアの引用になる一八三九年五月一二日のくんだり、四季結社事件のみにとどまっている(二八九頁)。この点は一八四八年三月十七日の示威、同五月十五日の暴動、七〇年十月三十一日の決起のいずれかを含む、いまだ少し長い展望の中でこの革命家を捉えてもらうか、でなければ、例えば、二月革命直後の、コルボラシオン労働代表者とブランキの接触状況を、ヴァルレ、パプーフ論でみせた密度の濃さに匹敵する程度にほりさげて

いただきたかった。ここはカベヤルイ・ブランの対応と比較しても興味深いところであり、ブランキ自身は議会選挙問題をめぐってその無期限延期を求め、コルボランオンを基盤とする選挙への準備に傾く労働者との間にずれを示している(S・モリニエ著「コミューンの炬火」栗田勇・浜田泰三訳五七頁)。この問題はブランキの洞察・予見力の鋭さを示すとともに、人民主権論の再構成にも及ぶべき材料を提起していると思われるが、著者には、普通選挙か制限選挙かは市民憲法(国民主権)の枠内の問題で、時間を与えない限り普通選挙も名望家支配をもたらず(二五三、二八八頁)との注目すべき指摘はあるものの、状況に密着した人民主権概念の検証、その多岐的な顕現可能性を描出するには至っていない。ここでも著者は、ブランキの少数者による武装蜂起を、近代的労働者階級の未成立という十九世紀前半の時代的制約性に帰着させることを急いでいるかのようである。

(四) パリ・コミューンと人民主権的斉一性 (第三編第一、二、三、四章)

最後のパリ・コミューンは、著者の位置づけでは、労働者階級の形成と拡大強化という主体的・客観的条件の成熟の上に開花した、社会主義の実現・維持の手段としての人民主権の本格的表現形態とされる(三四五―三四六、三八九頁)。それゆえ、コミューンの諸動向も、またその内部の諸潮流も、斉一的な本質をもったものとしての、また社会主義ほんらいの所有制度と対応し、これを内包する人民主権を統一的に表明したというところに力点がおかれる(三九二―三九四頁)。

たとえば、二〇区共和主義中央委員会の宣言をもとに(三七〇

頁)著者じしんが、リースらアナキスト的解釈(三三八頁)井上すず氏のさきの批判(本評(二)参照)を意識して提起したと思われる、複数のコミューン連合のもつ統一性の強調(三九八―四〇三頁)もその一つであろう。「加盟契約的で、国家連合的なコミューン連合は、各コミューンが主権國家的存在で、同意事項についてのみ連合が成立し、連合の意思決定にたいする拒否権、適用免除権をもっているか」とみずから問いかけ、答えは、そう解すべきでなく、一コミューンの機能は、当該地域のみを管轄する収支予算、租税の確定と割当、地方事務の管理等と規定するところから、国の全般的管理事務は、あくまで統一体としての中央政府にゆだねられるとし、統一共和国と自治コミューンとの共存可能性が主張されている。こうした著者の読解は理路整然としており、人民主権のレゾン・デートルは、その限りで尤もなものである。国家形成がコミューン間契約によるものだとしても契約行為それじたいが、契約によって生じる国家のあり方を直ちに、(かつ全面的に)規定するものでなく、契約の内容こそが問題である、とする鋭い指摘もこれを支えている。

だがそれはあくまで理論的整合性であって、果たして労働者主体のコミューン自治と統一政府とが両立しえるかどうかは、やはり未踏の問題といわざるを得ず、この種の論議は、(九三年憲法の民主的条項の問題以上に)決め手を欠くものである。ここでも著者は、現代的政治課題にひきよせて歴史を再構成せんとする強固な姿勢をたらぬように思われる。

理論的可能性としての国家とコミューンの共存よりも、むしろ、歴史現実としてのコミューン議会やその他の上部組織と区の関係

こそ問われるべきであろう。われわれはいくつかの重要なコミニオン研究によって、国民衛兵中央委員会とコミニオン議会の関係についてすでに知るところである。ただこれとて分権的区制や区の住民組織とコミニオン議会との関係をそのまま表現したものはあるまい。たとえば、桂圭男氏の「ロセルの陰謀」には、中央委員会とその選挙母胎たる軍団評議会がともに軍隊の再編・強化をめぐり、コミニオン議会や陸軍省と対立した経緯が論ぜられているが、『立命館文学』三八二、三八三合併号四三頁(12)、その場合も、軍団評議会と各区住民権力の緊張関係が指摘されている。また民衆クラブとコミニオン議会のずれも、つとに指摘されたところである(同氏『バリ・コミニオン』岩波新書一六〇—一六七頁)。著者はここでも、コミニオン議会を区民の受任者にとらえ、命令的委任の原理の貫通をみるのである(一八六九年ベルヴィル綱領Ⅱ三六二頁、七一年三月二七日の二〇区共和主義中央委員会宣言Ⅱ三九八頁、四月十九日のコミニオン議会宣言Ⅱ四〇四頁)が、問題はもはや、受任者か代表者かという原則的なわくを越えており、自ら受任者を自負する国民衛兵中央委員会や、コミニオン議会、陸軍省が、軍事独裁への衝動を孕みつつ、住民集会や区の民衆クラブの動きにどのような影響を与えていたか、また住民集会のエネルギーがこれらの鼎立関係にいかなる作用を及ぼしたのかまで論及していただきたかった。それこそ、受任関係の歴史的事態の究明にあたるところである。それはまた、フランス革命期のヴァルレ論におけるセクシオン史の考察との類比からいえば自然な期待であろう。

さらにもう一つ、コミニオン評価をめぐる重要な争点に、中

央集権主義対連合主義、政治革命対社会革命の対立をどの程度まで認めるかという問題がある。著者は「ブルードン派、ジャコバン派、プランキ派についての固定観念から、バリ・コミニオンやコミニオン議会を解釈すべきであるまい」(四〇三頁また三七九頁も)として対立の契機をむしる否定に傾いている。そうした理解をうらづけるべく、ルージュリとルフエーヴルの見解が引用されている。すなわち、バリの自治・自由の制度の、全国拡大をめざすことや、第二帝制下のような過度の中央集権を破壊する必要性についての基本的一致(四〇三—四〇四頁の引用参照)、また、ブルードン派もコミニオンでは階級闘争から噴出する革命行動を軽蔑せず、考えを変化させていったこと(四二四頁)である。

確かにバリ・コミニオン以前からの支配的二潮流の理念で、コミニオン論を裁断しがたいことは事実である。諸潮流がバリ・コミニオンの過程でどのように変貌したかという問題も興味を惹く。だが、民衆革命という新しい現実のなかで既存の理論はいったん溶解したが、公安委員会や軍事指導をめぐる問題で、二つの革命路線は形をかえて登場した、とする柴田氏の見解(同氏『バリ・コミニオン』中公新書一五四、一六〇、一七二頁、同氏『バリ・コミニオン』中公新書二七七頁)は、説得力がないであろうか。

著者は、公安委員会創設の経過、これをめぐる論争を示しながら、バブーフ論であればと前面にうちだした革命政府論との関連づけではこれに論及せず、恰かもコミニオン議会内部の深刻な分裂の前にたじろいでいるかのようにみえる(三八〇—三八四頁)。

それでいて、著者は、バブーフ主義と比較しつつ次のような最

終的審判を下す。すなわち、バブーフ主義がジャコブンの少数独裁とサン・キュロットの民衆独裁の二つの対立を止揚する方式を見出したのにひきかえ、パリ・コミューンは、コミューンの開始前も開始後においても、検討のための時間の絶対量が不足していたことに帰因させながらではあるが、「革命政府論においてバブーヴィスムのレベルにも到達していなかった」(四一七—四二〇頁)と、はなはだ手厳しい審判をである。

著者は要するに、人民主権の実現については、著者自らのみとおしどおりパリ・コミューンが充足したことを認めながら、それを外敵から防衛すべき革命政府——民衆意志に基礎をおきつつも、人民主権の手続きを敬守することは要求されない——の樹立の点では失敗であった、と総括したのであろう。バブーフの陰謀は、前史、つまり陰謀にむけての歴史的経緯・実態はともかくとして、革命政府それじたいは、バブーフによっていかに精緻に(直接民主主義と矛盾なく)構想されていようとあくまで計画であり、これに比し、パリ・コミューンは、組織と組織が、自負・渴望・焦躁・連帯・相互不信を交差させながら生々しくぶつかりあった現実であった。民衆革命がもった現実の意味も含め、パリ・コミューンはバブーフの陰謀よりは重たい。

革命政府論の成熟度如何でパリ・コミューンを裁断する著者の

姿勢に、それがコミューン評価のすべてではないとしても、やはり十八世紀的政治革命の尺度で十九世紀の社会革命をはかろうとする性急さがうかがえぬであらうか。

多々批判をならべてしまったが、第二篇の場合と同様、パリ・コミューン前の労働者の状況、一八六〇年代以降の宣言、かれらの動向をあらわす綱領類が、コミューン期のそれとともによく整理されている。そのことも含め、本書は憲法学者としては稀有なほど、歴史の中に踏みこんだ書である。そこで歴史学からの対話の道をひらくには、著者がフランス革命で定立させた主権概念そのものの理解が必要で、そのための法理論的訓練も忌避してはならぬであらう。だが、杉原氏の歴史(とくに十九世紀史)解釈にたいしては、それが法理論定式化のための方途であるとしても、やはりこれを歴史学の立場で吟味しなければならぬであらう。

最後に、この書は「フランス十八・九世紀マルクス主義主権論史」としての古典的位置を占めることは疑いない。要所におけるマルクス等の引用からも、著者がすすんでこうした役割を引受けたいことが推察できる。

(A5判 四三八頁 一九七八年七月 岩波書店 三三〇〇円)

(富山大学人文学部助教)